文書管理規則（規則第百二十号）中一部改正公告

文書管理規則（規則第百二十号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年三月十九日

日本弁護士連合会

文書管理規則（規則第百二十号）中一部改正

文書管理規則（規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の部から第五の部までを次のように改める。

第３　20年	1　法定委員会、常置委員会、特別委員会その他各種会議体に関する文書（第１の２、第１の３、第１の５、第２の５に該当するものを除く。）	
	2　綱紀・懲戒事案に関する弁護士会からの通知（第１の４に該当するものを除く。）	(1)　調査開始の通知・審査開始の通知・懲戒しない旨の決定等の通知
		(2)　手続中止・再開の通知
	3　本会が行う各種行事に関する文書	
	4　海外法曹団体に関する文書	
	5　前各号に掲げるもののほか、総括文書管理者が20年の保存期間が必要であると認めるもの	
第４　10年	1　弁護士法人に関する各種届出	(1)　成立・変更・解散・清算結了、非常駐許可の報告
		(2)　社員となる資格証明書等発行申請書
	2　外国法事務弁護士に関する各種届出	(1)　外国弁護士雇用届出書
		(2)　外国法共同事業届出書、事項変更届出書
		(3)　事務所の共同使用届出書、事項変更届出書
		(4)　登録請求書
		(5)　登録換請求書
		(6)　登録取消請求書
		(7)　登録事項変更届書
		(8)　職務上の氏名の届出書・使用許可申請書
		(9)　所属事業体名称使用届出書
	3　公職就任・営利業務に関する各種届出	
	4　人権救済申立に関する文書（第２の５、第３の１に該当するものを除く。）	人権救済申立事件委員会に関する文書（処置事案）
	5　会員を対象とした各種研修に関する重要な文書	(1)　みなし倫理研修申請書
		(2)　倫理研修報告書
		(3)　法５条研修に関する文書
		(4)　日弁連特別研修に関する文書